

平成20年度 第3回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成20年10月8日（水） 午後3時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3階 第5会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

佐藤久夫、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、吉澤順、
宮地幸、葛岡裕、神山誠吾、桑田智、河井文

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部参事、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課、
株式会社生活構造研究所

■ 議 事： 1 課題別分科会

（1）利用者本位のサービスの実現のために

（2）安心して暮らし続けるために

（3）地域で支える福祉をめざして

（4）ともに歩む地域をめざして

2 開会

3 議事

（1）会議録について

（2）パブリック・コメント手続の実施結果について

（3）府中市障害者計画・障害福祉計画（第2期）の素案について

（4）次回日程について

（5）その他

■資 料： 資料1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿

資料2 府中市障害者計画推進協議会・課題別分科会の構成について

資料3 平成20年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料4 府中市福祉計画案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

資料5 国からの障害福祉計画策定に関する資料

追加資料1 平成20年度第3回府中市障害者計画推進協議会課題別分科会への意見について（委員提出資料）

追加資料2 府中市パブリック・コメント手続の実施に関する要綱

1 課題別分科会

(了承後、傍聴者入場。資料2のとおり分科会に分かれ、分科会ごとに課題を検討。)

2 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。

会長：委員の交代がありましたので、自己紹介をお願いいたします。

委員長：東京都立府中朝日特別支援学校の校長をしております。前任から後を引継ぎ、9月1日より着任しています。これまで、清瀬市、小金井市、足立区で教員、教頭をしてきました。その中で、地域の方々との連携は非常に重要だと思っています。障害のある方々の地域での自立した生活に向けて、私どもは教育分野で力を注いでいきたいと考えておりますが、十分な支援に関しては連携に勝るものはないと思っています。こちらで勉強させていただくとともに、私も微力ながらお力になることがあれば幸いかと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 会議録について

会長：資料3の前回会議録につきましては、訂正事項があるようです。事務局からご説明をお願いします。

(事務局から資料確認)

事務局：資料3の前回会議録の修正点についてご説明します。3ページの上から4行目について、当初は「私が所属する団体」でしたが「私が所属する障害当事者団体」と訂正しています。その3行下も同じく訂正しています。次に5ページの7行目については、「障害と医療の連携が」を「福祉と医療の連携が」に修正してください。また、7ページの一番下の行に委員の個人名が出ていますので、削除します。

会長：今の訂正を含めて、資料3の第2回議事録について、こちらでよろしければ公開させていただきますと存じます。

(異議なし)

(2) パブリック・コメント手続の実施結果について

会長：議事(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から、資料4について説明)

事務局：パブリック・コメントの結果については、先ほど分科会でご議論いただいたことと思います。

会長：障害者福祉に関連する意見は10件いただいています。事務局が計画書に取り入れよ

うと考えているのは、21 番目の意見についての追加記述と、25 番目の地域デイグループについての追加記述ということです。他のご意見に関しては、基本的な市の姿勢を説明することで、理解を得られると考えています。

(3) 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の素案について

会 長：資料 5 について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局から、資料 5 について説明）

会 長：資料 5 の内容については、パブリック・コメントに出された素案には反映されていないので、今後、考えていくべきものになります。本日は、各分科会での議論の内容をご報告いただいて、全体で議論していきたいと考えています。障害者計画・障害福祉計画全体ではなく、とくに目標の 1～4、素案の 190～208 ページについて、議論できればと思います。目標 1 について検討いただいた結果をご報告ください。

副 会 長：目標 1 について議論させていただきました。はじめに、相談支援の充実について、パブリック・コメントでは「相談機関の充実を図ること」ということでご意見をいただいています。前回の協議会でも、相談支援の充実、相談員の質と数の確保ということでご報告させていただきましたが、その結果はパブリック・コメントの計画書案にも反映されている部分はあります。とても重要だと思います。

資料 4 の 20 番目の意見では「障害者関係団体の後継者問題」についてご意見をいただいています。後継者問題のみ書かれていますので、市役所としては資料 4 のような返答になるかと思いますが、障害者団体が担っている役割は大きいと思います。そのため、障害者団体の底上げは必要だと考えます。

具体的に地域で暮らしていく部分について、最近、新たにヘルパーを利用したいという相談がある中で、事業者をお願いをすると断られることが出てきています。サービスを提供できるヘルパーさんがいないということです。生活がヘルパーだけの収入では成り立たないので、担ってくれる方が減っているようです。利用者が使いたいと思っても、利用できないという状況があるので、サービス提供事業者への何かしらの支援が必要です。また、作業所、施設の職員の人材確保に対する施策の充実も必要です。

また、質問になるのですが、資料 4 の 18 番目の意見では、「協議会への当事者参加を拡大することを検討してほしい」とありますが、こういった会議の中に当事者の方が何割ぐらい参加した方がよいという基準のようなものはあるのですか。

会 長：「我々抜きに我々のことを決めるな」ということは、障害者団体も言っていますし、政府、国連も大切だということを認めています。しかし、具体的な方法、どうすれば知的障害のある方、精神障害のある方が参加して、効果的に影響を与えることができるのかは、はっきりしていません。国の障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会は 30 名中、半分は障害当事者とその家族です。しかし、市町村レベルになると、細かい障害ごとに参加者を集めるのは難しいことです。今後も当事者参加についての検討は必要になると思います。今のところ基準はないということです。

目標1の検討についてご報告いただきましたが、190～193ページについてご意見がある方はいますでしょうか。

委員：191ページの「相談支援事業（地域生活支援事業）」では、「高次脳機能障害のある人への相談支援を実施するとともに、」とありますが、難病患者、発達障害ということも入れたほうがよいと思います。

会長：高次脳機能障害、発達障害、難病患者については、他の部分も含めて表現の統一をしていただければと思います。

委員：191ページの「地域自立支援協議会の運営」では、「相談支援機能の向上を図ります」となっていますが、本来、地域自立支援協議会の役割は、地域の関係機関のネットワークの構築、それに伴う社会資源の創出が主たるものになると思います。

会長：地域自立支援協議会は相談支援の部分だけでなく、193ページのネットワークの部分にも出ていますし、218ページの評価、点検、推進における組織として出てきています。249ページには「地域自立支援協議会」の用語説明もあります。必要であれば、この説明文を補強するということがよいと思います。

先ほど、サービス事業者に人材が集まらないというご意見がありましたが、府中市の事業者に就職すれば、ちゃんとした処遇が受けられるということになればよいと思います。東京都や国に対して、賃金の保証についての要望をするということに留まるのか、もう少し具体的に、府中市として何かやれることはあるかということです。お金は出せないが、働きやすくする工夫があればよいと思います。

委員：以前どこかの自治体では、福祉施設で働いている人の家賃補助をしていました。そのようなことができればよいのですが、もう一つの考え方として、障害のある方が介護者を積極的に探すということもあると思います。参考としては、パーソナルアシスタント制度というものがあります。パーソナルアシスタントは専門職ではなく、友達や近隣の人などの素人の方です。障害のある方がインフォーマルなサービスを確保することや、障害のある方が積極的に介護者を募集するという活動を支援することができないかと考えています。適切な方がいた場合、その方に登録をしていただいて介護を受けることができます。医療的なケアが必要な方など専門的なケアが必要な方は難しいと思いますが、日常的な介護であれば可能だと思います。もし、ヘルパーの資格が必要な場合には、取得のための支援もできればよいと思います。一部の国では、そのような活動に補助金を出しています。すぐには難しいと思いますが、違う視点から介護者を探すという戦略があってもよいと思います。

会長：知的障害のある方の福祉施設で、知的障害のガイドヘルパーの養成研修をやっているところがあります。2日間の講義を受けると、サービスに従事することができます。そのような研修の講師への謝金を市が補助して、市民の有資格者を地元を増やせば、人材の確保につながると思います。

事務局：福祉人材の育成ということでは、市が社会福祉協議会に委託をして、福祉の人材育成センターで養成、レベルアップ研修をしています。知的障害のある方のガイドヘルパーはしていませんが、視覚障害のある方のガイドヘルパーの養成はしています。他には、訪問介護員の2級研修、合わせて難病患者に対する研修もしています。

委員：社会福祉協議会では、ヘルパーの育成、資格取得への講座、フォローアップ研修はしていますが、知的障害のある方に関する部分は、まだしていません。

事務局：施設の人材とは異なりますが、高齢者福祉分野、障害者福祉分野でも、現場でのヘルパーの人材は不足しており、利用者のニーズに応えられないのが現状です。その部分については、地域福祉計画で全体的に捉えて記述することを検討していただいています。また、先ほどお話があったように、国の給付の単価が問題になっている面もありますので、市長会を通して引き続き要望していきます。

会長：その問題は、障害者団体でも深刻に受け止めています。日本障害者協議会が、選挙が近いということもあり、10月1日付けで6つの政党に対して、10項目のアンケートをとりました。その中の1項目は、サービス報酬に対する考え方です。日本障害者協議会では、福祉従事者の給料の平均が全産業の平均を超えること、福祉従事者の8割が常勤で勤められるような給料であることを求めています。この考え方に對し、政党に賛成反対を聞いています。どのような結果が出るのか注目しています。それでは、目標2についてのご報告をお願いいたします。

委員：資料4の21番目の意見では、療育体制の充実についてご意見をいただいております、「ライフステージを見通した幼少期からのサポート」ということです。これは非常に重要なことです。回答として就学前のサポートは「あゆの子」となっていますが、これは知的障害に限ったことであり、身体障害は「多摩療育園」になると思います。また、就学後は教育センターなどの教育委員会の管轄になり、学校教育を終えると、また別の機関ということになります。そのため、「ライフステージを見通したサポート」は、現状では不十分だと思います。とくに障害児の場合は、いつ学校に入学して卒業するかは、はっきりしているので、「ライフステージを見通したサポート」は可能だと思います。そのため、結論としては、地域自立支援協議会で体制を強化していただき、障害児のライフステージを見通したサポートの機能を持たすことを明記すればよいのではないかとということです。実現すれば、22番目についても可能だと思います。

23番、24番目は、「現在の特別支援教育に、インクルージョンという考え方を入れていかなければいけないのではないかと」というご意見です。ご意見としては、もっともだと思います。しかし、23番目のご意見にある「教育委員会が就学先を最終的に決めている「就学相談と適正就学」の方針」ということが、分科会では詳しく分かりませんでした。例えば、希望と異なる就学先に決まるという事例が多いのであれば、もう少し検討する必要があります。現在では「副籍」という、特別支援学校と普通学校の両方に必要なときに行けるということも実施されているようですが、現状はどうでしょうか。

25番目の「保育サービスの充実」では、「放課後の居場所」に対する希望が出ています。前回の素案では「地域ダイグループ」の記述がありましたが、パブリック・コメントの計画案では削除されていました。それは東京都の事業なので削除されたのでしょうか。そのような理由でしたら、計画書には東京都の事業であるというこ

とを記述した上で、掲載すればよいと思います。

続いて「就労支援体制の整備」について、26番目のご意見では、ジョブコーチの仕事が重要ということだと思います。計画でもジョブコーチについての記述はあるのでよいと思いますが、現状での不足部分があれば追加して提案する必要があると思います。例えば、希望している方が多いのにジョブコーチが足りない、あるいは作業所や施設からジョブコーチを派遣する場合の職員の補充などです。27番目について、府中市職員採用の際に障害者枠はあると思いますが、非常に限定的なものなので、委員の提案にもあるように、幅広いものにしていく必要があると思います。小平市の例では、雇用ではないのですが、障害のある方に職場体験をしていただいています。非常に効果があるようです。また八王子市では、障害福祉課が他課に仕事の有無をたずね、職域の拡大を図っています。直接雇用だけでなく、府中市の中でできる工夫をすべきです。

パブリック・コメント以外での意見では、はじめに委員のご意見からですが、197ページの「健康づくり支援」で訪問看護の記述がないのではないかとということです。東京都の事業かもしれませんが、実施されているのであれば、拡大の要請をしてもよいのではないかと思います。また、2つ目について、とくに在宅の重度障害者の方だと思いますが、成人健康診査を受けるときに車いす対応がなかったために受診できなかったということです。在宅の方は健診の機会が少ない傾向にあるので重要だと思います。また、市内の各病院の設備について、きちんと情報提供をすべきです。これはお金もあまりかからないので、すぐにできると思います。

195 ページでは、新規事業として「精神障害者複合施設の整備支援」ということが追加されており、よいと思いますが、前回入ってなかったのが経過を教えてください。

198 ページの「療育体制の充実」では、障害当事者の方への支援について記述があります。しかし、それだけではなく家族への支援も大切です。「家族への支援」ということをタイトルにも入れて、内容も追加するべきだと思います。親のセルフグループへの支援などが重要だと思います。

202 ページの「施設入所枠の確保」について、以前の素案では「知的障害者援護施設」、「身体障害者療護施設」という事業があったのですが、削除された経過を教えてください。恐らく自立支援法の移行の関係だと思います。また、「施設入所支援」の内容には「夜間や休日、介護等を行い、支援します」と記述がありますが、例えば休日の移動介護などは含まれるのでしょうか。また、今後、入所施設から通所施設を利用するというところもあるかと思いますが、そのようなことも想定しているのでしょうか。

事務局：はじめに「訪問看護」については、医療として捉えており、障害福祉サービスということで提供していないので、掲載していません。

「地域デイグループ」については、新旧の施設の体系が混在していると分かりにくいので、新体系に絞らせていただきました。

195 ページの「精神障害者複合施設の整備支援」の経過は、今までの計画の検討の

中で、精神障害者の短期入所などについて多くのご意見がありました。このたび府中市で、消防署の予定地があったのですが、東京都の決定を受け中止となりましたので、そのいくつかの土地のひとつに精神障害者の施設を建設するという計画がありました。内容は記述にあるように、就労支援施設、共同生活介護（6床）、短期入所（2床）として計画を進めています。

202 ページの「施設入所支援」について、制度的には移動介護は含まれていません。そこに地域生活支援事業として、移動介護がはいるかどうかということになります。医療機関のバリアフリーについては、他からもご意見をいただいておりますが、医療機関を選ぶ基準にもなりかねませんので、医師会にご相談させていただいております。公開する情報については、こちらの協議会にもご相談させていただきながら、進めていきたいと思っております。

委員：学校の就労に対する支援は少ないと思います。また、家族やまわりのフォローがあれば、時間はかかりますが、一般就労ができ地域で生活できる人は多いと思います。

委員：私どもの学校は、高等部の単独校になります。東京都の特別支援学校では職業教育に力を入れています。在学中の3年間では、職業を体験する学習として、インターンシップ、現場実習があります。インターンシップは週1回程度、ある一定の受入先に通いまして、どんな職業があるのか、どんな就労が適切なのか、職業観や勤労観を養うものになります。現場実習は、実際の就労に向け、選択する可能性がある進路について、適性を確かめるために、実体験をしながら3週間程度連続して行います。在学中に関しては、3年間のカリキュラムを組んで行います。課題は、就労が決まった後になります。新しく子ども達が入ってくる中で、教員の数にも限りがありますので、充分できているとは思っておりません。概ね就職後1年間から3年間について、頻繁ではないのですが、本人と会い、就労を続けていく上での課題について確認をさせていただき、必要な場合には助言をしています。今後は就労の関係機関の方と連携を図り、ジョブコーチのような制度も充実を図っていただき、定着に向けた取組みを具体化していく必要があると思います。

委員：就労支援センター「み～な」でも卒業して一般就労される方について、3年間の後について進路の先生方と連携して、継続的に定着支援ができるようなシステムをスタートしています。

会長：教育関係の方がフォローするのは3年間ということですか。

委員：3年間と限定はできないのですが、努力目標としています。アフターケアの制度はありますが、学校によって違います。1年目は学期に1回程度回らせていただいております。3年間となりますと、学校の体制の中で考える必要もあります。学校の地域や企業の方と相談をしながら進めさせていただいております。

会長：自立支援法の就労移行支援は、2年間訓練して就職をさせて、その後は6ヶ月まではフォローアップのお金がつきます。しかし、それではフォローにならないということで、実際上は就労移行支援の職員が6ヶ月後も企業と連絡をとってサポートしているようです。

委員：私の子どもは1年間、東京都から支援を受けていましたが、制度が変わったのでし

ようか。また、就職担当の先生が転校してしまう場合もあるので、継続的な支援は難しいです。一日でも長く子ども達が、社会で生活できるようになってほしいと思います。

会 長：学校の先生からバトンタッチをして、継続的に支援を進めるのは東京都の事業ですか。

委 員：東京都の事業です。

会 長：この計画の中には何も出てきていません。この機能について位置づけなくてよいのでしょうか。

委 員：200 ページの「特別支援学校・ハローワークなどとの連携」、「委託相談支援事業所を中心とした就労支援体制」あたりになるかと思います。

事 務 局：就労支援センターという事業は、東京都が補助金を出して実施されているものです。ハローワーク単位でつくる計画が立てられています。

会 長：自立支援法の相談支援事業所とは異なるのですか。

事 務 局：実施しているところは一緒です。自立支援法による相談支援事業は就労も含まれますが、実際に就労させることを目的とした就労支援事業というのは、東京都の補助金で実施できるようになっています。自立支援法の事業の中で、就労移行支援、就労継続支援があります。府中市では今後移行が進んでいくことになりませんが、今後はそのような事業所についても、すべてネットワークを組んだ事業にしていこうと考えています。

会 長：191 ページの「相談支援事業（地域生活支援事業）」と 200 ページの「委託相談支援事業所」というものは、同じ法人が運営して、同じところにあるが、一方は自立支援法の事業で、一方は東京都の委託事業ということですね。分かりにくいので、表現に工夫が必要だと思います。

委 員：私どもは、高機能自閉症、LD、ADHDの方については発達障害という文言でおさえています。198 ページの「特別支援相談」では、「軽度発達障害を含む」となっていますが、文言の統一をした方がよいと思います。

教育と支援の連携に関しては、学校では個別の教育支援計画と称しまして、できることならば、障害があることが分かった時点から、関係の事業所で今後のライフステージの計画等がたてられることが望ましいと思います。就学した段階では、学校が責任を持って、小学部1年から高等部3年、それ以降に関しても、教育以外に医療、福祉、就労について、親御さんと話し、できれば本人の希望等も含めて、計画をたてます。実際に計画が行われていくように、必要があれば地域の関係機関の方と支援会議を開いています。いずれ就学前、就学後もスムーズに移行できるように望んでいます。

資料4の23番目には「インクルージョン」と書かれていますが、「インクルージョン」は包括的な教育体制ということになります。具体的には、例えばアメリカ合衆国の州単位で行われている「インクルージョン」は、通常の小学校、中学校の中に障害のある児童生徒も同じように参加します。例えば、聴覚障害のある児童には、手話をつけて、地域の学校で学習します。現在、東京都で進めている特別支援教育

というのは、この理念を念頭にはおいていますが、一人ひとりのニーズに合わせた教育が行われるように学校等の整備を進めています。課題になるのは、重度の障害の方、重複障害の方など、専門的なカリキュラムを持っているというところを選択されるというケースがあります。親御さん、児童生徒も、できることならば地域でと考えていますので、先ほどお話もありましたが「副籍」の制度が昨年度から、小中学部の希望者全員に実施されています。保育園等では一緒に生活をしていましたが、学校に上がる場合には、専門的な教育の方がよいのか、地域の学校の方がよいのか、親御さんも迷われます。専門的な教育を選択されますと、地域から離れて、スクールバス等で通わなければいけません。そうした場合、地域との結びつきが課題になります。そのため、今まで行われていた学校間の交流とは別に、個別の交流を行っていくという制度が実施されています。個別の交流というのは、仮に障害がなければ通うだろう学校を地域指定校と称して、一定の日数通います。このように、アメリカ合衆国等で行われているようなインクルージョンとは同様ではないのですが、専門的な教育を受けながら、地域との結びつきもしていくという制度が進みはじめたところです。

事務局：198 ページの「特別支援相談」については、「軽度」については取る予定です。

副会長：素案の 200 ページにある「ジョブコーチの派遣」とあります。「ジョブコーチ」というのは、第 1 号職場適応援助者の養成を受けた有資格者を派遣するということですか。また、市役所の職員採用についてですが、府中市の障害の雇用率は達成しているのですか。

事務局：現時点で「ジョブコーチ」は就労支援事業の中のジョブコーチを意識しています。前提となる資格があるのでしたら、資格取得の支援をしていきたいと思えます。法定雇用率は教育委員会、市庁部局も達成しています。平成 18 年度では 2.26%です。

委員：現状では雇用促進センターなどにジョブコーチの派遣をお願いしています。

委員：目標 3、4 についてです。208 ページに「当事者団体・家族会の設立支援」とありますが、「設立」だけではなく、「設立、運営」とした方がよいと思えます。また、同じ事業を 203 ページの「(1) 支え合いのネットワークの推進」に④として追加すべきです。

207 ページの「(2) バリアフリーの推進」には、③として、当事者による点検を入れた方がよいと思えます。

199 ページの「障害者軽スポーツ大会」について、1 日だけで終わってしまうので、日ごろからスポーツに親しめるように、ボランティアの活用をした方がよいと思えます。パーソナルアシスタントのお話もありましたが、障害のある方がボランティアを選び、ボランティアの方と一緒にスポーツをしたり、みんなでスポーツをする機会を充実することがよいと思えます。広げれば、余暇活動を日常的に地域で盛り上げていくことができないだろうかという議論もありました。

会長：全体を通して何かご意見はありますか。

- 委員：資料4に当事者団体の後継者問題についてのご意見がありましたが、現在の市からの関係者団体への支援はどうなっているのでしょうか。
- 事務局：当事者団体、家族会の9団体へ補助を行っています。その他、バス等で病院への送り迎え、施設への送り迎え等も行っていきます。
- 会長：9団体への運営費の補助ですか。総額はいくらですか。
- 事務局：9団体合計で、平成19年度決算で109.8万円です。
- 会長：事務所の場所を貸すということはやっているのですか。
- 事務局：ございません。
- 会長：障害のある方個人に、サービスを提供したり、補助を出すということになれば、全体でお金はかかりますが、障害者団体を応援するのは、あまりお金はかからないと思います。障害者団体が活発に活動して、市民にアピールすると、障害者理解も高まり、予算的にも理解が得られるということもあります。また、今後も協議会などへの当事者の参加をより一層進めていただきたいと思います。
- 事務局：財政援助団体ということで団体と施設に補助をしていますが、補助金を交付するには補助金等審査委員会という組織があります。審査委員会の中で、団体への補助金への考え方は変わってきておまして、補助金は事業費の実績の2分の1以内となっているので、その中での補助となっています。
- 平成18年にバリアフリーマップというものをつくったのですが、その時も当事者の方にご協力いただいています。

(3) 次回日程について

- 会長：今後は、年内に3回を予定しています。次回の日程について事務局よりお知らせください。
- 事務局：今後の日程について、事務局の案ですが、11月6日(木)、12月10日(水)、12月24日(水)を考えています。
- 委員：時間帯は同じですか。
- 事務局：分科会をどのように進めるのかということによります。午後から18時、19時までには部屋をおさえております。
- 会長：分科会は続けていく方がよいと思います。1時間の分科会の後、2時間の全体会が望ましいです。16時からの方がよろしいですか。
- 委員：12月24日は、もう少し早いほうが良いと思います。
- 会長：12月24日は13時から、他の2回は15時からにさせていただきます。長時間ありがとうございました。

以上